

○令和9年度 保育料(利用者負担額)について

新温泉町教育委員会

保育料の算定方法は、支給認定児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の保護者（家計の主宰者に限る。）のすべてについて、別表第1にあてはめて階層区分の認定を行い、保育料を決定しています。

9月に決定した保育料の階層は次の年の8月までその階層となります（4月～8月は前年度の住民税の課税状況により階層を決定します）。

※下記の利用者負担額は令和8年9月24日時点のものであり、今後変更になる場合があります。

◆教育標準時間認定（1号認定）（3歳児～5歳児） 無償化により0円

◆保育認定（2・3号認定）

別表第1 保育認定

各月初日の児童が属する世帯の階層区分			3歳未満児（3号認定） 保育料月額		3歳以上児（2号認定） 保育料月額	多子世帯の負担軽減
階層	定義（算定方法）		保育標準時間	保育短時間	保育料月額	
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円	0円	①同一世帯における最年長の子どもを第1子として数えます。 第1子：全額 第2子：半額 第3子以降：無料
2	市町村民税非課税世帯（第1階層を除く）		0円	0円	0円	
3	市町村民税所得割課税額が次の区分該当する世帯	48,600円未満	13,800円	13,700円	0円	
4		57,700円未満	20,600円	20,300円	0円	
		97,000円未満	20,600円	20,300円	0円	
5		169,000円未満	27,700円	27,300円	0円	
6		301,000円未満	33,000円	32,500円	0円	
7		397,000円未満	36,000円	35,500円	0円	
8		397,000円以上	39,000円	38,400円	0円	②同一世帯における認定こども園等を利用している最年長の就学前児童を第1子として数えます。 第1子：全額 第2子：半額 第3子以降：無料

別表第2 （別表第1のうち）母子家庭、在宅障害者（児）がいる世帯等

各月初日の児童が属する世帯の階層区分		3歳未満児（3号認定） 保育料月額		3歳以上児（2号認定） 保育料月額	多子世帯の負担軽減
階層	定義（算定方法）	保育標準時間	保育短時間	保育料月額	
2	市町村民税非課税世帯（第1階層を除く）	0円	0円	0円	①同一世帯における最年長の子どもを第1子として数えます。 第1子：全額 第2子：無料
3	市町村民税所得割課税額が次の区分該当する世帯	48,600円未満	6,000円	6,000円	0円
4		77,101円未満	6,000円	6,000円	0円

※4月1日現在の満年齢で年度内の保育料を決定します。年度の途中で誕生日を迎えて年齢が3歳になっても保育料に変更はありません。翌年度の4月以降に保育料が無料となります。

※保育料の口座振替日は毎月月末です。ただし、月末が土日にあたる場合は翌営業日、12月は25日が振替日となります。

※②の世帯で、同一世帯以外に生計を一にする子ども（支給認定保護者に監護される者等）がいる場合は、届け出が必要です。

※保育料算定上の市町村民税には、調整控除と税額調整措置以外の税額控除（寄付控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入等特別控除等）は適用されません。

※第2～第4階層で在宅障害者（児）がいる世帯の場合は、届け出が必要です。

◆給食費について

- ① 1号認定 教育標準時間（3歳児～5歳児） 無償
- ② 2号認定 保育時間認定（3歳児～5歳児） 無償
- ③ 3号認定 保育時間認定（0歳児～2歳児） 利用者負担金（保育料）に含まれています。